

A) 法に基づく働く環境の現状と課題

H24.4.1 現在 総務省・木更津市データ

| | 正規職員 | 臨時・非常勤職員 | | | |
|------------|-------|---|---|---|---------|
| | | ①特別職非常勤職員 | ②一般職非常勤職員(補助的な業務) | ③臨時的任用職員(緊急・臨時の業務) | |
| 任期 | 原則なし | 原則 1 年以内 (再任用あり得る) | 原則 1 年以内 | 6 月以内(最長 1 年) 更新は一回限り | |
| 勤務時間 | フルタイム | フルタイム・短時間 | | | |
| 種類別 職員数 | 全国 | 約 276.9 万人 | 約 23 万人 | 約 13 万人 | 約 24 万人 |
| | | 82.2% | 17.8% | | |
| | 木更津市 | 主な内訳 相談員・館長等 7.7 万人 一般事務職員 5.5 万人 | 主な内訳 一般事務職員 3.3 万人 保育士等 2.6 万人 | 主な内訳 一般事務職員 6.2 万人 保育士等 5.4 万人 教員・講師 4.8 万人 | |
| | | 971 人 | 57 人 | 117 人 | 64 人 |
| | 80.3% | 19.7% | | | |

B) 育児や介護等を支援する法律

| 育児や介護支援内容 | 関連の法律など | 木更津市の場合 | |
|------------------------|--|---------------------------------|-------------------------|
| | | 正規職員 | 一般職非常勤職員 (臨時的任用職員除く) |
| 育児休暇を取得できる | 地方公務員育児休業法 各自治体条例 | 3 歳まで | 1 歳未満まで |
| 部分休業を取得できる | | 小学校就学前まで | 3 歳まで |
| 介護休業(介護休暇)制度があり、取得できる。 | 育児介護休業法 各自治体条例 人事院規則 15-15 第 4 条第 2 項第 6 号 | 連続する 2 週間以上の期間 を 申請できる | 93 日まで |
| 短期の介護休暇制度がある。5 日間程度 | 地方公務員法第 24 条 第 5 項 育児介護休業法 人事院規則 15-15 第 4 条第 2 項第 5 号 | 年 5 日 | |

C) 「千葉市女性職員活躍推進プラン」より抜粋

○平成 26 年度における男性の育児休業取得率実績 … 3.1%

男性職員の配偶者出産休暇取得率 … 82%

男性職員の育児参加休暇取得率実績 … 39%

○国家公務員における目標 …

男性の育児休業取得率：13% (平成 32 年度)

○職員の保育所等送迎状況調査

1 週間のうち、1 回も送迎をしていない男性職員の割合 … 57%

1 週間のうち、1 回も迎えをしていない男性職員の割合 … 59%

1 週間のうち、1 回も送迎をしていない男性職員の割合 … 47%